

## 地域主権戦略会議（第2回）議事録

---

1 開催日時 平成22年3月3日（水） 18:00～19:27

2 場所 内閣総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者

〔戦略会議〕 鳩山由紀夫議長（内閣総理大臣）、原口一博副議長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・総務大臣）、菅直人副総理・財務大臣、平野博文内閣官房長官、仙谷由人内閣府特命担当大臣（国家戦略担当）、枝野幸男内閣府特命担当大臣（行政刷新）、上田清司、北川正恭、小早川光郎、神野直彦、橋下徹、前田正子の各議員

〔政府側〕 大塚耕平内閣府副大臣、津村啓介同大臣政務官、松野頼久、松井孝治、瀧野欣彌の各内閣官房副長官、逢坂誠二内閣総理大臣補佐官（司会）

（主な議題）

1 開会

2 地域主権改革関連2法案について

3 今後の進め方について

1) 課題別担当主査の指名

2) 「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定に向けた主な課題の取組状況等

4 その他

5 閉会

---

### ○ 開会

（原口副議長） 内閣府特命担当大臣（地域主権推進）の原口です。ただ今から「地域主権戦略会議」の第2回会合を開催します。本日はお忙しい中、御参集を頂き、誠にありがとうございます。初会合に引き続き、本日も皆様方に活発な御議論を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

鳩山総理は、あらゆる場面で、地域主権は「一丁目一番地」であり、一番やりたいことであると言っておられ、閣僚からも大きな御支持を頂いているところです。地域主権改革の工程表である「原口プラン」にお示ししたとおり、今年夏を目途に「地域主権戦略大綱」（仮称）を策定するべく、今後、この会議の開催頻度を上げて検討を進めていきたいと考えています。皆様方の御協力をよろしくお願い致します。

以降の進行は、地域主権担当の逢坂内閣総理大臣補佐官にお願いします。

（逢坂補佐官） 逢坂です。会議の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

本日の議題は、「地域主権改革関連2法案について」と「今後の進め方について」などです。

なお、北橋議員は、市議会対応のため、本日は御欠席です。また、橋下議員は、

若干到着が遅れるとのことでした。

それでは最初に、鳩山議長からごあいさつを頂きます。

(鳩山議長) 議長の鳩山です。御多忙の中お集まりいただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げます。

先ほど原口副議長から、あらゆるところでというお話がありましたが、今日も突然、国会の委員会の冒頭で、ある議員から鳩山総理と菅副総理の一番やりたいことは何かという御質問があり、とっさに「地域主権の国づくり」をしたいと申し上げたばかりです。議員の皆様には、それぞれのお立場から、地域主権の確立に向けて、積極的な御討議を頂けるのではないかと考えています。

原口副議長による工程表、いわゆる「原口プラン」に則って、今日は二つの法案、一つはまさにこの地域主権戦略会議を法制化するとともに地方自治体に対する義務付け・枠付けを廃止するための法案、もう一つは国と地方の協議の場を法制化するための法案として、この二つの法案を是非皆様方の御討議の中でお認めを頂きながら、「原口プラン」に実行力を付けていきたいと考えているところです。

皆様方のお知恵を拝借しながら、この会議を、国と地方の在り方を抜本的に変えていく大きな会議として位置付けていきたい。皆様の御尽力を願いたいと思っていますので、御協力をよろしくお願いします。

橋下議員が到着をされたようですので、私のあいさつはこのぐらいにしておきます。どうぞよろしくお願いします。

(逢坂補佐官) どうもありがとうございます。

## ○ 地域主権改革関連2法案について

(逢坂補佐官) それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議題2「地域主権改革関連2法案について」です。最初に地域主権推進の担当大臣である原口副議長から一言頂いた後、私から説明をいたします。

(原口副議長) お手元の資料1「地域主権改革関連2法案の概要」を御覧ください。

昨年12月に閣議決定した「地方分権改革推進計画」に基づき、いわゆる「地域主権改革一括法案」と「国と地方の協議の場に関する法律案」について、今週にも閣議決定の上、国会に提出の予定です。

両法案の成立により、義務付け・枠付けの見直しの第1弾が実現するとともに、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場という、地域主権改革をより一層推進していくための体制が強化されます。

担当大臣として、国会における速やかな御審議を頂けるように努めます。

(逢坂補佐官) 私から、資料1の法案の概要について説明します。

最初に、左側の「1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」です。この法案には二つの柱があります。

一つ目は、内閣府設置法の改正により、現在は閣議決定に基づくこの地域主権会議を、行政刷新会議と同様に、政府の重要政策会議の一つとして位置付けます。これにより、この会議の体制を強化するとともに、「地域主権改革」について法制上の定義も行うこととなります。

二つ目は、義務付け・枠付けをしている関係法律を一括して改正するものです。2枚目の真ん中を御覧いただきますと、例えば、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、公営住宅の整備基準及び収入基準、設計車両等の基準を除く道路の構造の技術的基準などを地方自治体の条例に委任し、市町村立幼稚園の設置廃止に係る都道府県教育委員会の認可を届出とすることなどにより、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図ります。

地域主権改革の速やかな推進を図るため、本法律はできる限り早期に施行することを基本としていますが、地方自治体による条例の制定に当たっては、国の政省令の整備等が前提となることから、引き続き関係府省の協力が欠かせません。

なお、参考資料5を御覧ください。「地方自治法の一部を改正する法律案の概要」を配布しています。同法については、総務省の「地方行財政検討会議」において抜本的な見直しが検討されており、改正法案を順次国会に提出していくこととされています。この法案は、その前倒し実施部分として、地方自治体の組織及び運営の自由度を拡大し、義務付けの廃止等を行うものです。

また、直轄事業の維持管理負担金の廃止法案の概要を参考資料6として配布していますので、併せて御覧ください。

もう一度、資料1へお戻りください。右側の「2. 国と地方の協議の場に関する法律案」です。

この法律案は、地方側との間で実務検討グループを設けて、3回にわたって検討を行い、合意された制度骨子案を基に作成したものです。国と地方の協議の場は、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地域主権推進）、総務大臣、財務大臣などと全国知事会を始めとする地方六団体の代表が、国と地方の役割分担や地方行財政に関する事項など、地方自治に影響を及ぼす国の施策に関する重要事項について協議を行うものです。協議の場は、毎年度一定回数開催することに加え、臨時の開催も可能とし、その概要は国会へ報告することとしています。また、協議が調った事項について、議員に協議結果の尊重義務を課すこととしています。

なお、内閣総理大臣はいつでも協議の場に出席し、発言することができるほか、議長や議長代行の指定、協議の場の招集を行うなどの関与をすることとしています。法案の説明は、以上です。

なお、時間の関係がありますので、意見交換等は、この後の議題について一括して説明した後にもまとめて行うこととしたいと思います。

## ○ 課題別担当主査の指名

（逢坂補佐官） 次に、議題3「今後の進め方について」に進みたいと思います。

資料2「課題別担当主査の指名について（案）」を御覧ください。地域主権戦略会議の議論を円滑かつ迅速に進めるため、地域主権改革に資する検討課題のうち、特に喫緊かつ重要と考えられるものについて担当主査を指名し、各課題の論点の抽出・整理を行うことにつき、御提案したいと思います。

具体的には、義務付け・枠付けに見直しについては小早川議員を、基礎自治体への権限移譲については前田議員を、ひもつき補助金の一括交付金化については神野

議員を、出先機関の抜本改革については北川議員を、それぞれ主査候補として挙げています。具体的な運営については、課題別に各担当主査に決定していただくこととし、検討内容についての資料を戦略会議本体へフィードバックしていただくこととしたいと思います。

課題別担当主査を以上のように指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのとおりに進めさせていただきます。

#### ○ 「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定に向けた主な課題の取組状況等

(逢坂補佐官) 次に、今後の進め方についての二つ目です。「地域主権戦略大綱」(仮称)の策定に向けた主な課題の取組状況についてです。

先ほども申し上げたとおり、課題別検討の具体的な運営はそれぞれの主査に決めていただきますが、本年夏目途の「地域主権戦略大綱」の策定までの戦略会議全体の進め方のイメージを資料3に示していますので、御覧ください。今後6月までの間に、最低でも6回くらいは戦略会議の開催が必要と考えています。相当急ピッチになろうかと思っていますが、何とぞよろしく願います。

それでは、各課題の担当主査から、現在の取組状況について御説明を頂きます。大変恐縮ですが、総理がここにおられるのは19時までと聞いていますので、御説明はなるべく迅速にお願いし、その後意見交換に入りたいと思います。

初めに、義務付け・枠付けの見直しについて、小早川主査から願います。

(小早川議員) 資料4を御覧ください。

義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において具体的に講ずべき措置を提示した条項がたくさんあるのですが、その中で、地方分権改革推進計画において見直すこととしたもの以外について、第2次見直しとして、この夏目途に策定予定の「地域主権戦略大綱」に向けて、見直しに取り組むべき状況にあると思います。

この第2次見直しの対象は、1ページの中段右側の表にあるとおり、340項目、751条項となっています。なお、項目数の数え方について、現在精査中ですので、若干の異同はあり得ることを御承知おきください。

これらの義務付け・枠付けの見直しについては、昨年10月に既に内閣府から各府省に照会を行っており、今月下旬に各府省からの回答が予定されています。その回答の後、この地域主権戦略会議での議論、あるいはさらに政治主導での調整を経て、見直しを強力に進めることが期待されているわけです。

見直しの対象事例について、幾つか御説明させていただきます。資料4の2ページをお開きください。

まず「a 施設等の基準」です。例えば、一番上の都市公園の中のいわゆる街区公園について面積を0.25haとするという、現状では国が定めている面積基準等を、条例で規定することができるように見直すことなどが対象となっています。そのほか、道路、公園等のバリアフリー化構造基準や、保育所の入所基準等々があります。

次に、3ページの「b 国等の関与」です。例えば、地方の有料道路の料金については、地方自治体自らが決められず、国の許可が必要となっています。こういった現行法の仕組みを見直すように求めているわけです。

最後に、4ページの「c 計画等の義務付け」です。現在、この下の表にありますが、国の法令により地方自治体に227に及ぶ計画の策定を義務付けています。それにより、国の施策への誘導を図っているわけですが、一つひとつの計画については、各府省からその必要性について説明がされているのですが、全体で見ると膨大な分量の事務が地方自治体に義務付けられていることとなります。例えば、港湾や漁港などの公共施設に関するもの、リゾート、伝統芸能、地域間交流、グリーン・ツーリズム等々の、いわば地域振興施策に関するものなど色々とあります。計画策定の義務付けを廃止する、あるいはその他の、計画に関係する様々な義務付け・枠付けの廃止・緩和を求めることが課題です。

以上が義務付け・枠付けの第2次見直しの概要です。

私は、地方分権改革推進委員会の委員をしていますが、その当時の印象でも、見直しに対する各府省の反発や抵抗というのは、相当なものであったと思います。したがって、今回の第2次見直しについても、政治主導の下で是非強力に進めていただきたいと考えている次第です。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。

次に、基礎自治体への権限移譲について、前田主査からお願いします。

(前田議員) 資料5と資料5別添があります。このうち別添は、特例市になった長岡市と政令市になった新潟市を訪ねて、権限移譲を進めるとどのような面白い事例ができるかという事例をお聞きしてきたものです。

まず、資料5の1ページ目、基礎自治体への権限移譲に関する現在の政府の取組状況です。

現在、地方分権改革推進委員会の第1次勧告が掲げた事務を対象に、各府省において権限移譲の可否を検討中です。この回答期限が3月下旬であり、回答を整理の上、地域主権戦略会議へ報告させていただきます。その後、地域主権戦略会議での審議、政治折衝などを経て、本年夏を目途に策定される「地域主権戦略大綱」(仮称)に盛り込む予定です。あらゆる分野での多くの権限移譲を行うことをぜひ政治主導で実現することが必要だと思っています。

2ページ目は、なぜ権限移譲が必要かということを考えると、住民中心の行政への転換が是非とも必要な時代であるということです。私のつたない経験でも、今の行政の仕組みには「住民にとって一番良い形は何か」との視点が果たしてあるのかということを常に考えていました。翻って考えてみると、市町村は行政サービスの最前線であり、地域の実情を一番知り、住民の要望やクレームを受けている「現場」です。しかし、その現場には、住民のクレームや地域社会の変化に応じて、自分たちの施策を変える権限や力がありません。実情を言えば、国から縦割りでかつ細切れで下りてくる施策を総合化しながら住民の暮らしを支えているところです。

また、財政難や職員難などの中で、ありとあらゆるサービスに公務員だけで応えることは難しいということで、住民と協働して社会的に必要なサービスをとともに創

り出す「新たな公共」の動きがありますが、こういう動きに関しても、地方自治体の現場に権限がないことは非常に問題になっています。

したがって、あらゆる分野で基礎自治体へ思い切った権限移譲を行い、住民の身近なところで総合行政を実施すべきであるということが、権限移譲の目標です。これが実現されれば、次の5つのことが実現できるのではないかと考えています。

一つ目は、「暮らしといのちをトータルに支える行政の実現」です。先ほども申しましたように、細切れで縦割りの施策を超えて、様々な制度を駆使して暮らしを守るのは現場の使命ですので、その現場に即断即決の力を与える。

二つ目は、「ソフト（福祉サービス）とハード（まちづくり）によるシナジー効果」です。現在、高齢社会を迎えて、介護保険制度もでき、障害者への支援も進んでいますが、この方たちの暮らしを守るには、ソフトの福祉サービスだけでは不可能です。車に乗らず、歩いて暮らせるようなまちづくり、コンパクトシティが盛んですが、福祉サービスをより効率的、効果的にするためにも、福祉施設をどこにつくるか、保育所をどこにつくるか、病院はどこに配置するかというまちづくりと併せて、ソフトとハードの権限を自治体に移譲することが必要であると考えています。

3つ目は、現場主義です。現場の激しい変化の実情を知っている基礎自治体が住民のクレームや要望を聞き、素早く施策に反映させることです。

4つ目は、「新しい公共」に必要な権限移譲です。今、地方自治体の現場からよく聞くのは、住民の側からも色々と自主的なまちづくりの運動が出る。こういうサービスが必要だから一緒にやっという声も上がる。ところが、市町村の現場は、それは県に聞かなければ分からない、いつどうなるかは県に聞きに行かなければ分からないということで、一緒にものを決めてつくっていく作業が全然できない。このような状態では、住民からの信頼を得て行政が住民と一緒に地域づくりをしていくことは非常に難しい。住民と行政との相互信頼に基づいた、協働による新しい公共づくりのためには、権限と説明責任をぜひ現場にこそ頂きたいという声が上がっています。

5つ目は、「地方公務員の能力とモラル向上による地方行政の更なるレベルアップ」です。現在、基礎自治体である市町村には、約130万人の地方公務員がいます。彼らが何のために働くか。住民に感謝される経験が一度でもあれば、皆それを5年も10年も自分の心の灯火として公務員の仕事にいそしむわけです。責任を持ち、権限を持つことは、確かに大変厳しい負担にもなりますが、権限を移譲され、自らの責任と判断で住民のために働くことに一層のやりがいと喜びを得たいという意欲のある職員がいます。そういう喜びがある現場をぜひ地方自治体でつくり上げていきたいと思えます。

3ページです。事例として、高齢者を挙げると、福祉の分野、まちづくりの分野でいうと、例えば、介護保険計画をつくるのは基礎自治体ですが、実際の介護保険事業者の指定や特別養護老人ホームの設置認可などの権限は市町村にはありません。そのため、事業者指導も含めて、自分たちの住民のニーズは色々と調べるのに、供給側のコントロールができないわけです。それを一体化できれば、非常に良くなるということが言われています。

4 ページです。子育てについても同じようなことがあります。次世代育成計画というのを市町村が作り、子どもたちのニーズ、親のニーズをくみ取るわけですが、これには保育所の認可や、発達障害といった障害児の支援が非常に重要です。しかし、障害児の認定等についても都道府県に権限があり、市町村にはありません。未熟児の訪問指導などもなぜかそれだけ都道府県が行うということで、生まれた市町村でありとあらゆるライフステージで、どんな状況の子どもであっても、トータルにサポートするという権限が現場にありません。それも権限移譲が行われれば、総合的な子育て支援の基盤が整理可能ではないかと思っています。

資料5別添の3ページを御覧ください。地方における施策の展開例として、長岡市は特例市になり、様々な権限が移ることによって、ユニークな活動をしています。

例えば、「展開例1」では、公園の面積の2%を使う大規模な屋内型の子育て支援施設を公園につくっています。都市公園については色々と難しい規制もあるのですが、雪深い中、子どもたちが思いっきり遊ぶ場所が非常に必要です。中心部ではその土地が確保できないので、公園の土地を有効利用しています。また、長岡市では、コンパクトシティづくりということで、駅前の再開発もしています。駅前にグループホームや特別養護老人ホーム、障害者施設などを設ければ、駅前の徒歩圏の距離に、みな暮らしの基盤をつくれる柔軟性が増しますが、実は長岡市には福祉施設の認可権限はありません。さらにまちづくりを進めるためにも、更なる権限移譲を望んでいます。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。

次に、ひも付き補助金の一括交付金化について、神野主査からお願いします。

(神野議員) 資料6です。ひも付き補助金の一括交付金化に向けた検討の進め方と、逢坂補佐官御指導の下に進めている現在の取組状況について御報告申し上げたいと思います。

まず、進め方ですが、右側の「地域主権戦略会議」の欄に、「地域主権戦略大綱」(仮称)に向けた日程が書かれています。交付金化に向けた取組としては、タイムプレッシャーと申しますか、日程的な圧力の下で、可能な限り関係府省と地方側の意見を踏まえながら進めたいと思っています。戦略会議が6回開催されていくのに合わせて、まず関係府省のヒアリングを行い、1回目の論点整理を行う。その後、地方側のヒアリングを行った後、2回目の論点整理を行い、さらに海外の状況調査や理論的なサーベイをしながら、一括交付金化の基本的考え方の骨子を進め、3回目の論点整理には、「地域主権戦略大綱」(仮称)の骨子をまとめていきたいと考えています。その後は、素案、原案に当たるものを戦略会議にお出ししたいと考えています。

まずスタートに当たって、「一括交付金の制度化に向けた基本的論点」のまとめ作業をしました。次のページを見ていただきたいと思います。

ゴシックで最初に書いてあるところは、「ひも付き補助金」を廃止し、地方が自由に使える一括交付金にするという改革の意義です。これは、補助金と交付金の改革だと明確に位置付けておきたいということです。

下の【参考】に、1985年のヨーロッパ地方自治憲章を参考に掲げていますが、一

一括交付金化の意義は、その第9条の7項に対応する目的だと理解しています。つまり、「地方自治体に対する補助金、交付金は、可能な限り特定目的に限定されないものでなければならない」ということと、そうした「補助金又は交付金の交付は、地方自治体はその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的自由を奪うようなものであってはならない」。この方針に基づいて進めていくことになるかと思えます。

戻りまして、基本的論点のⅠです。一括交付金の制度化の検討に当たって、基本方針といいますか、前提を二つ掲げておきました。一つは、現在の補助金などを考える場合に、経常的な経費に向けられているのか、投資的な経費に向けられているのか。また、経常的な経費に向けられている場合でも、それが現金給付として使われるものなのか、社会保険の負担として使われているものなのか、さらにはサービス給付に対するサポートとして使われているものなのかに分類して整理をしたらどうか。もう一つは、地方の意見をよく聞いて検討していくということをしてはどうかということを掲げています。

Ⅱは、一括交付金の対象となる「ひも付き補助金」の範囲です。つまり、ひも付き補助金のうち、どのような補助金を一括交付金にしていくのかという話です。これも先ほどの第1の原則に基づいて少し整理をしたいと考えています。民主党のマニフェストで、いわゆる社会保障・義務教育関係については、これを対象としないということになっていますので、その上で経常と投資、経常を更に現金給付と保険、サービス給付とに分類して考えていきたい。もう一つ、対象外にせざるを得ないものとして、災害復旧や防衛施設に関する特定の地域、あるいは特定に限定されたものは除いたらどうか。これも論点です。

3ページは「一括交付金の対象・括り方（イメージ）」です。現行の補助金を横軸に「社会保障」、「義務教育」、「その他」と分類し、更にその上で縦軸に「経常」と「投資」、そして経常の中を現金給付、保険、サービスと分けてみて、現在の特定補助金がどうなっているかを構造的に見てみると、現金給付の方は御存じのとおり生活保護とか、子ども手当などが社会保障として出ていきますし、国保や介護保険などの保険の負担として出ていくものがここに入ります。義務教育については、義務教育のサービスを給付することに関して、義務教育国庫負担金が出ていく。その他については、社会保障整備総合交付金、農産漁村地域整備交付金などを含んだ投資的な補助金が出ていっています。

日本の補助金支出の特色は、総額約21兆円のうち、生活保護、子ども手当などの現金給付で約4兆円、保険などで約13兆円、義務教育で約1.6兆円、そしてその他の投資的な交付金がある。この図表で見るとちょうどたすき型に主なものが分布しており、あとはほとんどネグリジブルである。そういう構造になっていることを御理解を頂きたい。これが現状です。

何を一括交付金の対象にしていくのかということですが、社会保障、義務教育を除くといったときに、「現金給付」、「保険」、「サービス」の3つを分類した上で、どこを対象外にするのかなどを考えていくべきではないかと考えていることは、先ほど御説明したとおりです。

2ページにお戻りいただきまして、今度は、一括交付金をどうやって制度設計していくのか。一括交付金の括り方をどうするかということですが、これは、経常的な支出とか、投資的な支出とか、そういったことをすべて無関係に、全部何に使ってもいいですよと言うのか、それとも、いくつか袋を作ってつくるのかということが論点だろうと思います。また3ページを見ていただきますと、おおまかな括り方のイメージ図を示しています。横に政策分野を並べ、縦に経常投資を並べると、その全部を一括するのか、それとも政策分野別に括っていくのか、それとも経常か投資で括っていくのか、あるいはどういう分け方をしますかということが大きな論点になるかと思えます。

もう一つ、2ページの(2)を見ていただきますと、今度は、一括交付金の総額をどうやって決めるのか。各地方自治体にどうやって割り当てるのかという配分の原則とルールをどう決めるのか。マクロの総額をどう決め、一括交付金を地方自治体にミクロのレベルでどうやって割り込んでいくのかという問題です。

もう一つ指摘しておかなければならないのは、実はこれまでの特定補助金というのは、市町村の場合には、ある年に学校をつくった、つくらないということがありますので、金額が大きく振れるわけです。ところが、都道府県の場合には、余り振れません。そこで、一括交付金化は段階的に実施していくということもあるので、場合によっては、受取り手別にどうにか考えていくのかということも論点になるかなということをご述べています。

さらに、(3)では、地方自治体の自由度を拡大していくというのが原則なのですが、国の関わりを何か認めるのか、事前的な関与としてある程度計画などを出させるか、あるいは事後的な評価で活動状況などをチェックするかということが論点になるだろう。それを踏まえながら、先ほど言った手順で各省庁のヒアリング、地方自治体のヒアリングなどを受け、一括交付金の基本的考え方を「地域主権戦略大綱」(仮称)に向けてまとめていきたいと考えています。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。

最後に、出先機関の抜本的改革について、北川主査からお願いします。

(北川議員) 資料7を御覧いただきたいと思えます。その表に示したように、出先機関改革の基本的な考え方の検討に向けた論点整理を今月やり終えるべく、戦略会議の開催を横目で見ながら、最終的に「地域主権戦略大綱」(仮称)に向けて進めていきたいと思っています。

進め方ですが、2ページの「改革に取り組む基本姿勢」ということで、当初、私も皆目どのような範囲であればいいかということは検討がつかなかったので、与党内におけるこれまでの検討経緯等もお聞かせいただきながら、行政刷新会議、枝野大臣との調整をどうするかなどについて、今日まで時間を費やしてきました。

したがって、今後はその議論の集約をしていかなければいけないという問題が一つと、もう一つは、地方側の受け止め方です。よほど覚悟を決めていただかないと、地方としては実質的には事務・権限は要らないということにもなりかねないということもあります。そこで、この会議の議員でもある上田埼玉県知事がリーダーをされている全国知事会の「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」が3月末には

中間報告をおまとめになるという手はずになっていますので、その辺りも含めて4月の始めまでには、全国知事会あるいは必要に応じて地方六団体とも議論を行っていきたいと考えています。

また、もう一つ、いわゆる受皿の問題として、例えば、関西広域連合の動きなども御相談をさせていただかなければいけないだろうと考えています。

次に、「改革に取り組む基本姿勢」としては、出先機関改革が単に国と地方の権限争いと映ることのないように、国民や地域住民にとってこういうことが良いのだということで、まさに国のあるいは地域をつくり直すということの議論を含めていかなければいけないと思っています。そこで例示に挙げました「住民・国民にとっての最適化」というのは、言わば究極の目的であり、行政サイドにおいても「国と地方を通じた政策展開の最適化」という視点が重要です。また、「ガバナンスの確保」というのは、これまでの国の出先機関の不祥事などを背景として、権限と責任の所在を一致させ、もっと議会や住民の目を届かせるような仕組みにしていくべきではないかといった論点です。これらを整理していかなければいけないと考えています。

次に、理屈や理念だけでは、この課題は全く進まないと思っています。実効性の確保がカギとなるのではないかと、ほかの主査が担当されている課題とは、少し意味合いが違ってくるのかなと思っています。

したがって、実現に向けてどうすれば前に進むかという観点から、例えば可能なところから柔軟に取り組むということも場合によっては必要であろうと思っていますし、枝野大臣が所管されている行政刷新会議との間での「役割の調整・連携」については、今後相当検討していく必要があるだろうと考えています。その際、いわゆる「事業仕分け」とここで扱う国と地方の役割分担の見直しとでは、観点や物差しは相当異なる場面も出てくることになりますので、ぜひ、その点はきちんと詰めていきたいと思っていますが、事業仕分けのようなことをうまく取り入れて進むならば、また一緒に検討させていただく中でお力もお借りすることも考えたいと考えているところです。

改革の対象範囲、あるいは国と地方の役割分担の考え方は、結果としてほとんど連動しています。すなわち、「役割分担の変更」イコール「改革」ということになるので、白黒のつかない部分もかなりあるとは思いますが、最初に全部仕切ろうとすると動かなくなる場合もあるかもしれないので、どこから手を付けていくか、走りながら考えていくということです。したがって、その上で、個々の事務・権限の取扱いをどうするかというフェーズに移行していきたいと思っています。

「財源・人員の取扱い」ということは、出先機関の改革を進める上では避けて通れない課題です。実はこのことが私に与えられた課題においては、事の成否を左右すると言っても過言ではないほどなので、実質的にワークする仕組みをどのようにするかということになります。

また、受皿の在り方については、責任というキーワードと対応する視点でもありますが、ここでは、特に広域性をキーワードとする権限移譲の阻害要因について、都道府県域を超えるような権限行使の連携の在り方とか、広域的な受皿の工夫をどのように考えていくかということを検討していきます。

また、「柔軟な取組の在り方」については、可能な事柄から実施するとか、積極的に取り組もうと手を挙げた地方自治体から先行的に実施するとか、あるいは全国一斉一律ではない事務・権限の移管も許容するような仕組みも考えていく必要があるのではないかと考えています。

改革のスケジュールについては、そうした柔軟な取組というの組み込んでいくとなれば、可能なものから実施するという多段階的なスケジュールもあるのではないかと考えています。

こういったことで、国民の皆さんの運動といいますか、御理解も相当頂かなければいけません。ということはすなわち、地域主権改革全体の運動論と連動したものになっていき、相当の力技になると思っていますので、皆さん方と一体となって、これは相当な覚悟で取り組まなければいけないと考えています。今後、「地域主権戦略大綱」（仮称）を策定するに当たり、横目で戦略会議本体の開催をにらみながら、結論を出していきたいと考えています。

（逢坂補佐官） どうもありがとうございました。

それでは、早速意見交換に入りたいと思います。どなたでも結構ですので、挙手の上、発言をお願いします。

（仙谷大臣） 小早川議員から義務付け・枠付けの見直しに関する御報告がありました。これは確認ですが、対象はすべて自治事務なのでしょうか。それから、補助金が出ている部分と出ていない部分とがあるのか。つまり、資料を作るときに、この項目について、自治事務かそうでないのかということと、どう補助金が出ているのかが分かるような資料があればいいなと思いました。

（小早川議員） 今回の義務付け・枠付けの見直しの対象は、すべて自治事務です。最初からそういう土俵設定をしているものですから。もちろん法定受託事務だからといって聖域ではないということはあるんですが、今の段階では別の問題として整理しています。

それから、補助金との連動ですが、これはなかなかよく分からないといいますか、法令上、明確なリンクがあるものは少ないわけで、ただ、実質的、政策的には表裏をなしているものがあるのだらうということです。そこはよく調べてみないと分からないところがまだ大いにあります。

（仙谷大臣） ということは、根拠法があるものと、根拠法はないけれども、事業費補助金交付要綱などがあるものとを区別して転記して整理していただいた方がいいですね。

（逢坂補佐官） 分かりました。それは事務局で準備したいと思います。

（橋下議員） 前政権に比べて、「地域主権改革が」本当にこうやって動き出すという感覚は、大阪にいてもすごく伝わってくるのですが、私は、地方自治体の行政の長として実際に行政を行っていますので、その観点から2、3意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、基礎自治体への権限移譲ですが、今、大阪府では、府を10年後に解体しようという号令の下に、基礎自治体にどんどん権限移譲しようとしています。102項目ほど基礎自治体に渡していくということをやっているのですが、ここで問題

なのは、今、大阪府でやっている取組に対して、府内の基礎自治体は受けられないと言っている。基礎自治体としては、職員をどんどん削減してきて、組織をどんどんスリム化してきている中で、いきなり事務・権限の移譲をと言われてもできないということを言われています。前田議員が言われたように基礎自治体への権限移譲が進めばそれに越したことはないのですが、結局、基礎自治体とは、どれぐらいの規模であってどういう組織なのかということのを先にイメージしないと、当の自治体としても職員が増やせないし、どうしていいかも分からない状況になっている。そこで、いつも原口総務大臣に対して、最終の「国のかたち」のゴールというものがまだ見えませんということをお願いしているのです。地方自治体にある程度の規模があれば受けられるということになっていきますし、都市部の基礎自治体には相当力があると思うのですが、前田議員が副市長をされていた横浜市くらいになれば何でも受けられるぐらいの力があるとしても、大阪府の基礎自治体ですらやはり受けられないという状態があるので、どういう国のかたちになるのかというのが見えていないところが、やはり非常に気になります。

もう一つ、広域行政体がどうなるのかということも、現政権の国のかたちの中で見えないところです。私は、都市部の地方自治体が都市間競争をやるためには、都道府県などという枠組みは中途半端であって、そんな中途半端な枠組みは要らないと思っているのですが、それでも地方部では、都道府県が要ると言われているところもあります。ただ、これから出先機関の改革をやる際には、基礎自治体だけでは、広域行政の具体的な事務・権限の全部を受けるとはできなくなりますので、広域行政の役割とか、最終的な広域行政の形というものが、今、見えていないことを非常に不安に思っています。

最後に、一括交付金です。結局、今、地方自治体を運営するのに何に困っているかということ、国でしか制度改革ができないことです。その結果、大阪府では、地方自治体としては制度変更ができないところで、特に社会保障関連費が1年で220億円も増えてしまいました。220億円という額は、どれだけ職員の人件費を削り、ほかのものを削って、大阪府の裁量による部分を削っても、捻出するのはなかなか難しいところがあります。もちろんそこは地方交付税で措置しているという理屈にはなっているのですが、交付税の制度は、皆さんの前と言うのは大変恐縮ですが、基準財政需要額で積んでいるだけです。本来のキャッシュが来ているかどうかよく分かりません。もちろん大阪府にも無駄遣いがたくさんありますが、国により決定された事項でお金がどんどんなくなっていくときに、仮に一括交付金で頂いたとしても、そのお金に色が付いていなければ、結局義務的な経費の方にどんどん回って、地方自治体としての裁量的な政策ができない。ですから、私は全国知事会が言っている税財源5対5というのは乱暴な議論だと思います。まず先に、国がやる仕事と地方がやる仕事の関係を融合型でいくのか、それとも分離型でいくのか。決定したところがきちんと財源の最後まで責任を持つのかどうなのか。今は融合型になっていますから、国が決定しても、地方もお金を出さなければいけないという仕組みになっています。そういう仕組みのところをきちんと議論しないと、いくら一括交付金でお金が来たとしても、自由には使えない。イギリスなどだと、国が7

の税財源を持って、地方が3ですが、その3の範囲内で地方に完全に自由を渡す。7の部分は国がきちんと決定した負担をするという仕組みでも私は全然構わないと思うのですが、要は、決定と負担と責任というところがごちゃ混ぜになっていますので、そこを整理しないと、地方自治体としては、結局自由裁量が生まれられないような事態になってしまうのではないかと考えています。

(逢坂補佐官) ありがとうございます。

(原口副議長) 今の橋下議員の御意見に関連して、積極的に都道府県から市町村に権限を移譲するためには、受け手が受けられないというのであれば、今、橋下議員が提案しておられるように垂直統合、つまり府が市を飲み込むというものも、一つ容認してよいのではないかと思います。そうしなければ、事務・権限を受けられないというところに無理に食べさせようとしてみても無理な話ですから。そうした縦の統合をどう考えていくか。市町村合併という横の統合については一つの区切りをつけたところですが、縦の統合というのは、やはり国のかたちのひとつとしてあるのではないかと思います。

また、北川主査が言われるように、「地域主権戦略大綱」(仮称)をつくったら、その後の予算等にすぐに反映させていくためには、積極的に手を挙げたところには、今のようないくつかの措置を講ずるための仕組みを前もってつくっておいた方がいいのではないかと思います。

(北川議員) ただ、国と地方の垂直統合と県と町村の垂直統合というと、アイデアはともかく、これをどうやるかという議論はまだでしょう。

(原口副議長) 国と県ではなくて、府と市です。

(北川議員) それは分かるけれども、出先機関は分けて考えないと、広域的な連合を受皿とするというのは、大議論になると思います。

(上田議員) 今の議論について、私も気になるところですが、都道府県でも、例えば埼玉県では、県内の市町村にどんどん権限を移譲しています。先ほど話に出た未熟児の訪問指導なども、もう市に移譲しています。だから、まず一旦都道府県等が受皿となって受けた後に、どんどん市町村にお願いをするという進め方、説得の仕方はあると思います。ばらつきは出るかもしれませんが、一時的に都道府県などが預かるという手はあるかもしれません。それが一つです。

それから、私は「原口プラン」を大変意欲的に進めていただいていることに大変感謝しているのですが、いろいろな課題についての基本的な方向性を「地域主権戦略大綱」(仮称)の時点で一度全部揃えた方がよいのではないかと思います。地方政府基本法などがばらばらにならないように、時期は若干ずれても構いませんが、平成22年7月、8月までぐらいに揃えていったらよいのではないかと思います。

それから、「地域主権推進大綱」(仮称)で全部完成するわけですが、これが平成25年だと少し遅いのではないかと。もっと1年ぐらい前倒しして、できれば平成23年度中ぐらいとかにはしてはいかがですか。

(原口副議長) 前回の戦略会議において、スケジュールについては前倒しをするという話をしました。

(上田議員) 私もそう言っていますが、ぜひ総理のリーダーシップの中でお願いし

たい。なぜかという、改革を施行して徹底するまでには必ず少し時間が掛かる。そうすると、改革の中身が見えないまま次の選挙になってしまうという可能性がある。やはり具体的に法律や条例が施行され、実施されていく過程でどんどん改革の中身が見えてくる。それがまさに国のかたちを変えるということで、それが選挙前に明らかになるようにしないと、抽象的なものがぼっと出て、地方自治体が受け取る時には中身がよく見えず、有権者にもよく見えないということになるのはよくないので、せめて1年ぐらいは早めた方がよいのではないかと思います。

(鳩山議長) お話を伺いながら、皆さんに積極的に御議論を頂いて、大変ありがたく思っています。

私は、橋下議員がお話しされた基礎自治体のサイズの問題は、結構大きな話だと思っています。それをしかし垂直統合なのかなと。市町村合併という大きな話は済んだとしても、これからもそういうことを自発的に進めていくことは、非常に重要ではないかと思っていて、市町村合併はもう終わりだというように閉じてしまうと、なかなかうまく進まないところが出てくるのではないか。そのように感じたところでして、この点については、原口副議長と意見調整をしなければいけないのかなと思いました。

時間がなくなってしましまして申し訳ありませんが、次の用務のため、私はお先に失礼させていただきます。

(鳩山議長退室)

(平野官房長官) 橋下議員の御発言に関連して、私も平成の大合併と言われたときに、私の選挙区を含めて、3市合併をするためにかなり動いたことがあるのですが、結果的に否決されて進みませんでした。やはり今、橋下議員が言われたように、やらされているというイメージになるのか、自発的にやるぞということにならないのか。この辺の住民の受け止め方と、それぞれの基礎自治体の首長の、私たちは被害者みたいなものだという感覚なのか、よしやるぞという感覚なのか、住民の意識がどうなのかということが大きいように思います。

(橋下議員) 本当にそうでした、大阪府内では、合併は一件しか成立していません。やはり基礎自治体としては、職員数と財源の話に尽きるのです。大阪府の場合、102項目の事務・権限を市町村に移譲しようとしています。102項目というのは、中核市の一步手前のところ、保健所を除いて特例市ぐらいのところまで全部渡そうということをやっているのですが、予算で特別枠をつくってお金を渡して、人も渡して職員の面でもサポートするからということで、やっと一部の地域で動くようなことです。ですから、果たしてこういう形で、先に上からこうと決めていっても、役所としては、非常にやらされている感が強いですね。特に首長が言っても、役所の職員の仕事が増えてしまうという意識がものすごく強いです。多分、国と地方の協議の場でもそういう議論が出ると思います。

(上田議員) 私が先ほど言った「地方政府基本法」において非常に柔軟な枠組みをつくることで、そういうものもカバーできるのではないかと思います。そういう意味でも、ここで揃えておかないと、ほかの作業も進まなくなる。

(大塚副大臣) 今の橋下議員のお話とも関係があるのですが、「やらされ感」が高ま

れば、うまく進みません。実は、私は、枝野大臣のラインの仕事として、構造改革特区を担当していますので、何でしたら、こういう行政事務は自分たちにやらせてくれということを経済自治体から特区申請していただいて、それを認めて、先行例として実例をつくっていくということであれば、まさしく自発的でもありますし、そういうことをぜひ皆さんで後押ししていただけないかなと思っています。

(前田議員) 「やらされ感」の件は、私も気になり、先日、新潟の長岡市に行ったときに、市長等とお会いするのと別に、職員の方たちだけからもお話を聞いてまいりました。やはり職員の皆さんも最初は戸惑うし、自分たちにそういう力があるかどうかは迷ったそうです。でも、市民と協働でやったり、県で研修したり、皆さんやれば、やはり自分たちで色々と地域の問題を見ているので、自分たちが権限の責任を持ってやれるということを知ると、力がぐっと伸びるのです。

先ほど申し上げたように、地方公務員全体のレベルアップのために、もう一つ後押しする仕掛けも必要です。彼らの能力を思い切り発揮させる仕組みなどをつくっていく必要があると思います。

(枝野大臣) まず一つは、先ほど大塚副大臣から特区の話がありましたが、各知事にはそろそろ私からの手紙が届いたころでありまして、特区申請を挙げてきてくださいとお願いをしています。ただ、恐らくそれとは別に、特に出先機関改革の関係は、北海道と関東と四国では、同じ出先といっても、受皿とかが全然違うと思いますので、こういったことは、もしかするとこの会議での議論などを踏まえて、積極的にこちらから特区制度を利用して出先機関を改革するというのは、ひとつあるかなということ、頭の片隅に置いていただければと思います。そうすると、担当は私ですので、対応しやすいかと思っています。

それから、行政刷新会議と出先機関改革との関係については、この後、具体的に事務レベルを含めて詰めていきたいと思っていますが、基本は地域主権戦略会議において進めていただいて、行政刷新会議が今すぐに出先機関改革の話に手を出せるような状況ではありません。むしろ、先ほどお話がありましたとおり、出先機関改革のプロセスの中で、仕分け的な手法により、国民を巻き込んで公開で議論をするようなことが活かせるのであれば、うまくそこでコラボレーションできるかと思っています。

もう一点は、義務付け・枠付けの話です。規制改革も私の担当ですが、ある意味では、国が地方を規制しているパターンも規制改革の一つのパターンだと思っています。規制改革というカテゴリーの中で、これも行政刷新会議の下で仕分け的な手法を使って、部分的にはなかなか前に進まない部分を進めていくことができるかと思っていますので、そういった使い方を考慮していただければありがたいと思っています。

今、独立行政法人、公益法人の改革をしようと思っているときに、私は、「みかじめ料」などと下品な言葉を使っていますが、地方自治体が無理やり会費、その他を払わされているケースを、今、一生懸命ピックアップしています。ぜひこうした事例も地方の立場から出していただければ、それも税金の絡みなどがなくても、取り上げていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(菅副総理・財務大臣) 私がもともと考えていたのは、もう 10 年ぐらい前ですが、枝野さんに頼んで、「中央政府権限限定法」というのをつくってくれと言っていたことがあります。つまり、中央政府がやることを限定して、あとは皆さんで考えてくれという政治的な発想です。皆さんの話を聞かせてもらっても、こういう制度論でいくのか、ある種の逆革命的な運動論が必要なのか。そんなことも感想として持ちました。

(神野議員) 私は、様々な問題を考えるときに、やはり原点を見忘れてはいけないと思います。私が現政権のプランを仰せつかり考える上で重視しているのは、地域で決められることは地域で決めるという原則です。これは、「補完性の原理」という世界的に認められている原理でもあるので、むしろ下から上げていって、下でできないことは上に上げるということすらできると考えておいた方がいいのではないかと思います。

先ほどの市と道府県の統合問題の危険な点は、諸刃の剣になることです。つまり、「分権」を推進することにもなるけれども、「集権」の精神を推進する場合もある。そもそも、統合するという発想方法が出てきたのは、戦争遂行のためです。東京都構想というものは、戦時行政を地方自治体にやらせるという意図の下に出てきていますので、諸刃の剣になる危険性があり、これは慎重に検討すべきだと思います。

さらに重要な点は、協力をして規模を大きくするスケールメリットが働かないサービスの種類があるということです。対人社会サービスを個別にやっていくという面では、規模の利益は働かないのです。ダイオキシンの出ないようなごみ処理場をつくるとか、ハードの面では働きます。ヨーロッパでの経験を私たちが吸収するとすれば、身近なところで行われている対人サービスについては、規模の利益が働かないので、それぞれの地域社会ごとにやり、規模の利益が働くことについては、合併した後のとか、広域連合などをつくってやるということが普通です。このように、サービスごとに適正規模は異なるということを考えて、私たちとしては、まず合併するのかもしれないのか、あるいは道州制をとるのかどうかということよりも、合併をしないという選択をとった場合には、合併をすることによって得ることのできたはずのメリットをどうやって確保するのか。逆に合併をするという選択をした場合には、合併をすることに伴うデメリットをどうやって克服するのかということを考えてながら進めていくことが重要なのではないかなと考えています。一括交付金化についても、このような考え方に基づいて考えています。

(橋下議員) 規模で対応できない部分というのは、対人サービスがそのとおりだと思います。

ただ、出先機関の改革をやるときに、今、全国知事会で仕分けをやると、国がやるべきもの、都道府県がやるべきもの、広域行政でないとできないものという第3の分類がどうしても出てきます。この広域行政をではどこが受けるのかということになると、今のように入皿がないまま進めると、結果としてすべて国がやるということになってしまいます。

神野議員は、入皿を上から押し付けるのではなくてということを言われましたが、関西広域連合もかれこれ十何年検討をしていますが、まだ合意が取れないという

実態もあります。各大名に廃藩置県をやれと言っても無理な話ですから、やはり国のかたちを決めるのは、政府がある程度はこうあるべきだということでやらないと、受皿論がなかなか進まない。受皿が出てこないの、都道府県がやれないことは、結局すべて国がやることになるという話と、今の政令市を含めて、対人サービスに関わる仕事と、そうでない仕事をごちゃ混ぜに自治体の中に入っているということがある。本日私が提出した資料の3ページに、広域自治体と基礎自治体とをきちんと整理して、国のかたちというものがどうあるべきなのかを示してほしいと求めているのは、このためです。

神野議員が言われるように、対人サービスとそれ以外とを分けて、菅副総理が言われるように、対人サービス以外の部分はすべて国がやるのか、それともその間に広域自治体が入るのかということについては、やはり国のかたちのゴールを現政権として国民と地方自治体に示していただきたい。そのゴールがないと、どういう権限を渡して、どうして財源を渡すのかという指針が出てこない。そういうところで、今、混迷している状況です。

広域行政については、なしだったらなしということで、はっきりしてもらえれば分かりやすいのですが、道州制については、現政権は導入されないという話ですと進んできているので、それでは基礎自治体と国という形でいくのか、その間に広域自治体も入るのかということについても語っていただかないといけないのではないのでしょうか。

(仙谷大臣) 先ほど大塚副大臣から特区の話が出ましたが、受皿の話と選択性というか、やる気がないところはやらないでよい、やる気があるところだけやればよいというようなやり方をすると、混乱の方が大きいのか。それとも、そういう手でも使わない限り、関西広域連合をめぐる十何年というように「小田原評定」を続けても、いつまで経っても一向に進まないのか。鄧小平ではないけれども、「先行するのは良い猫」だというような話でやってしまうことが、果たしてできるのかどうか。

それと、今日の議論で出ていないのは、地方議会です。職員の話は、前田主査から提起されたけれども、地方議会がこういう場合、ケース・バイ・ケースだけれども、阻害要因になるのか、それともやはり競争して、私たちもやらないと遅れてしまうと動くのか、そこがちょっとしたポイントなのかなという気がしています。

(橋下議員) 相当なメリット、インセンティブがないと、首長としては、正直言って、今のままの方が多分楽です。ですから、税率をいじらせてもらえとか、相当なインセンティブがあれば、みんなで組もうかという話になると思うのですが、そうでない限りは。関東では広域連合をやるという方向なのですか。

(上田議員) 八都県市レベルでは、いけると思います。メンバーが、比較的意思の疎通がいいことと、今、責務として、半年おきに問題提起し、半年間研究して、そして半年後に答えを出す。つまり1年後に動き出すというルールをつくっているので、割と動くと思います。近く、環境問題について1都3県で広域連合をやろうという方針も決めています。

先ほど、私も特区の話をしようと思っていたのですが、今、橋下議員と一緒に、全国知事会で「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」をやっています。最終

的には仕分けができるのですが、まさに受皿として受けるか受けないかということでの対立が出てくると思います。ただ、そこは先行してやるということを経済的に認めていくことさえ決めれば、そして、先行したところがどういう結果を出しているかというところを、例えば総務省などが情報公開をどんどんやっていけば、遅れているところも、手を挙げざるを得なくなってくると思っています。各地方自治体がやっていることの、言わば評価というか、順位付けのようなことは案外なされていないもので、現状では首長の皆さんも安心している。しかし、そういうのが見えてきたらあせってきますよ。

## ○ 副議長あいさつと閉会

(逢坂補佐官) それでは、時間も押していますので、原口副議長に最後に御発言をお願いします。

(原口副議長) 各主査におかれては精力的な議論をしていただき、また、実践的な知事お二人からお話を頂くなど、皆様に非常に活発な御議論を頂き、本当にありがたいと思います。

私たちは、道州制を放棄したのではありません。今、総務省と日本経団連と一緒に、電子政府と道州制ということで意見交換をしています。橋下議員の提出資料の3ページに書かれているような、競争や成長を中心としたものはどうあるべきかということを経済別のところでやっておりまして、必要によっては、その成果を中間報告としてこの地域主権戦略会議にも提出したいと思っています。そしてこの3ページでいうと、人間の尊厳については基礎自治体、そして競争や成長については広域自治体という分け方もできるのかなと思います。

もう一つ、この地域主権戦略会議の場には、税制調査会のトップ3がいます。まだ地方税財源の充実確保というところが白紙になっているわけですが、国と地方の協議の場の中で、税ですから、まさに税をつくる人たちと一緒に協議していこうということで、これをまたひとつお願い申し上げたいと思っています。また、やはりICT化して、今の作業のやり方を根本から変えていくのだということとの関連では、今、政府で共通番号の議論を進めていますけれども、そういうものの中で、権限は来るけれども仕事だけ多くなる、人だけ多くなるという話に絶対にならないようにしていきたいと考えています。

いずれにせよ、上田議員が言われるように、平成23年度の終わりぐらいから24年度の初めぐらいには、もう姿が見えているかなというようなスピード感でやらせていただければと思います。

最後に、市町村合併を否定したわけではなく、少し過激なぐらいでないと思わないと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

本当に今日はありがとうございました。

(逢坂補佐官) それでは、本日の会議はここまでとしたいと思います。今日の会議が、具体的な作業の事実上のキックオフだと思っています。今日をスタートに、6月までの間に最低でも6回くらいは開催することになろうかと思っています。皆様にはお忙しい思いをさせますが、ぜひ活発な御議論をお願いしたいと思います。

それから、今日お示ししたスケジュール以外に、4月と、場合によっては5月下旬ぐらいに、国と地方の協議の場も開催する必要があるかと思っています。これは、今日御説明した法案が通る、通らないは別にして、総理も事実上動かしてよいだろうとおっしゃっていますので、ぜひまた御協力をお願いしたいと思います。

次回の地域主権戦略会議は、今月の下旬に開催し、主として、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲について集中的に議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の会議を終わります。ありがとうございました。

(原口副議長) ありがとうございました。

(以上)